

22 間 接 国 税 犯 則 事 件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒 税					
	免 許 者		非免許者	小 計	犯 則 者 が 判 明 しないもの	計
	酒類等製造者	酒類販売業者				
要件	件	件	件	件	件	件
処 理 数						
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-
検 挙	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分	-	-	-	-	-	-
告 発	収 税 官 吏	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-
不 問 処 分	-	-	-	-	-	-
通 知 処 分	-	-	-	-	-	-
不 告 発	-	-	-	-	-	-
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-
本 年 度 末 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-
犯 則 に 係 る 税 額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-

揮 発 油 税			地 道 方 路 税	石 油 ガ ス 税		
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計		ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
件	件	件	件	件	件	件
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-

区 分	石 油 石 炭 税			た ば こ 税		
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
要件	件	件	件	件	件	件
処 理 数						
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-
検 挙	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分	-	-	-	-	-	-
告 発	収 税 官 吏	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-
不 問 処 分	-	-	-	-	-	-
通 知 処 分	-	-	-	-	-	-
不 告 発	-	-	-	-	-	-
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-
本 年 度 末 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-
犯 則 に 係 る 税 額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-

たばこ特別税	取 引 所 税	印 紙 税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合 計
件	件	件	件	件 外	件
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
千円	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

調査期間：平成15年4月1日から平成16年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税				揮 発 油	
	免 許 者		非免許者	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯
	酒類等製造者	酒類販売業者				
	件	件	件	件	件	件
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	-	-	-	-	-
	通 告 処 分	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
履行等件数	通告不履行による告発	-	-	-	-	-
	通告後公訴権消滅	-	-	-	-	-
	通 告 履 行	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-	-
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
通告履行罰科金相当額	-	-	-	-	-	-

税	石 油 ガ ス 税		
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
計	件	件	件
	件	件	件
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	千円	千円	千円
	-	-	-

区 分	石 油 石 炭 税			た ば こ 税		
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
	件	件	件	件	件	件
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	-	-	-	-	-
	通 告 処 分	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
履行等件数	通告不履行による告発	-	-	-	-	-
	通告後公訴権消滅	-	-	-	-	-
	通 告 履 行	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-	-
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
通告履行罰科金相当額	-	-	-	-	-	-

合 計	
外	件
	-
	-
	-
	-
	-
	-
	-
	-
	-
	千円
	-

調査期間：平成15年4月1日から平成16年3月31日
 (注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

